

静岡市歴史博物館 カフェ・ミュージアムショップ運営要領

1 運営目的

静岡市では、本市ならではの歴史文化遺産の価値と魅力を発信する活動を通して、地域に賑わいと豊かさを創出し、本市の発展を牽引していく歴史文化のまちづくり拠点施設として、静岡市歴史博物館（以下、「博物館」という）を設置、運営している。

博物館内に設置のカフェ・ミュージアムショップを運営するのにふさわしい事業者を企画提案（プロポーザル方式）により選定する。市が求めるカフェ・ミュージアムショップは次のとおり。

- ①来館者が、博物館見学後の感動や思い出を、商品を通して持ち帰ることにより、記憶の定着、イメージアップ、来訪者やリピーターの増加につなげる。
- ②博物館の設置目的に沿っており、かつ来館者のニーズに合った商品を提供し、満足度を向上させる。
- ③歴史文化のまちづくりの拠点の核となる博物館のカフェ・ミュージアムショップとして、品格があり、上質な雰囲気、豊富な品ぞろえとする。
- ④博物館を訪れる外国人のもてなしを意識した外国語表記等の多言語対応、キャッシュレス対応などのインバウンドに対応する。

2 静岡市歴史博物館の概要

- (1) 所在地 静岡市葵区追手町4番16号
- (2) 規模 延床面積 4,885.86㎡
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上4階建
- (4) 管理運営予定者
公益財団法人静岡市文化振興財団（以下、「指定管理者」という。）
- (5) 休館日 火曜日（祝日の場合は開館、翌日以降振替休館）
※令和9年度より月曜日から火曜日に変更予定
年末年始(12月29日～1月3日)
- (6) 開館時間 午前9時～午後6時
- (7) 主な施設
1階：展示体感展示、市民活動エリア、学習支援エリア、講座室、家康公研究室、館長室、事務室・学芸員室、ボランティア・休憩室、トラックヤード、資料整理室、燻蒸室、機械室、カフェ・ミュージアムショップ
2階：基本展示室、機械室
3階：基本・企画展示室、展望ラウンジ、機械室
4階：一般収蔵庫、特別収蔵庫、機械室
附属施設：屋外広場、要配慮者用駐車場、駐輪場

(8) 対象施設の場所

静岡市歴史博物館 1階 カフェ・ミュージアムショップ

(9) 対象施設の面積

使用面積 35.42 m² (別紙①～②のとおり)

3 営業条件

(1) 営業開始日 令和9年4月1日

(2) 営業内容 カフェ・ミュージアムショップの運営

(3) 営業日 博物館の営業日に準ずる。

(4) 営業時間 博物館の開館時間に準ずる。なお、館主催の事業等により、営業時間が変更となる場合あり。(例：夜間開館)

(5) 備品 ①一槽シンク2台、製氷機、冷凍冷蔵庫、温水器、カウンター机、丸テーブル3台、イス約20脚、レジ用台1台、返却棚1台、グッズ陳列用台3台については静岡市が準備する。

②博物館にふさわしい店舗とするため、店舗名称、設備等の選定、看板類の設置等については予め静岡市と協議し、承認を得ること。

(6) カフェ運営

①次のとおり、コンセプトに沿った運営を行うこと。

ア 品格があり、上質な雰囲気、豊富な品ぞろえの飲食の販売

イ 県外・国外から来た観光客へ静岡市の特産品をPRできる、特色のある飲食の販売

ウ 企画展に関連した飲食の販売

※販売においては、静岡市及び指定管理者と販売前に協議すること。

②静岡市産茶葉を使用した商品の販売を行うこと。

③カフェ・ミュージアムショップ除く博物館内で飲食しないよう利用者に周知すること。

(7) 商品販売

①下記の商品を取り扱うこと。

・博物館オリジナル商品

ア 博物館オリジナルのポストカード 5種類

イ 博物館オリジナルのしおり 3種類

ウ 博物館ロゴ付きの焼き菓子セット 1種類

エ 博物館オリジナル エコバッグ 1種類

オ 博物館オリジナル Tシャツ 1種類

※ア、イ及びウの商品開発は、カフェ・ミュージアムショップ運営事業者(以下、「運営事業者」という。)が行うこと。また、販売前に静岡市及び指定管理者と協議すること。

- ・「博物館関連商品」及び静岡市の周知・PR・地域振興につながる商品
 - ※「博物館関連商品」は、運営事業者が新規に開発してもよい。博物館の周知PRにつながるような商品で、斬新で独創的、PR効果が高い商品が望ましい。
- ・図録等印刷物
 - 図録等印刷物を販売すること。ただし、販売方法については指定管理者と協議のうえ決定すること。
- ・博物館企画展示の関連グッズ
 - 1年に1回以上、企画展示の関連商品を指定管理者と協議の上販売すること。
- ②上記①以外に販売する商品については、カフェ・ミュージアムショップにふさわしいことを説明できる商品とする。
 - (ふさわしい商品例：ミュージアムショップのコンセプトに合っている、来訪者の強いニーズ(利便性)があるなど)
 - (ふさわしくない商品例：静岡市と関連性のない他地域の商品など)
- ③商品の内容、価格の設定、付随サービス等については、必要に応じて静岡市及び指定管理者と協議すること。
- ④博物館オリジナル商品には、博物館公式ロゴマークをつけること。また、公式ロゴマークを博物館オリジナル商品以外に使用する場合は、事前に静岡市及び指定管理者と協議をすること。
- (8) ユニークベニューへの対応
 - ユニークベニューの事業実施者から、カフェ・ミュージアムショップへ対応要望があった場合には、指定管理者及び事業実施者と調整の上、対応すること。
- (9) 指定管理者との連携
 - 企画展示などに連動した商品開発を実施する際は、必要に応じて運営事業者と指定管理者の意思統一を図るための会議を実施すること。

4 使用許可及び使用料について

(1) 使用許可形態

地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用の許可

(2) 使用料等

- ①条例どおりの静岡市行政財産の目的外使用に係る年間使用料を支払うこと。
- ②使用料の支払は、1年ごとに静岡市が指定する日までに指定する納付書にて納入すること。
- ③運営事業者が使用した光熱費等については、運営事業者が別途実費負担とする。
- ④電話等については、必要に応じて運営事業者が別途契約を行い、その経費は運営事業者の負担とする。
- ⑤消耗品及びその他の営業に関わる一切の経費、修繕費、廃棄物処理費は、運営事

業者の実費負担とする。

(3) 使用許可期間

1年（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

※ただし、運営等に問題がない限り令和14年3月31日まで1年度ごと更新できるものとする。なお、5年ごとに運営事業者の公募を行う。

5 留意事項

- (1) 静岡市財産管理規則等の関係諸法規を遵守すること。
- (2) カフェ・ミュージアムショップ運営に係る使用許可の条件を遵守すること。
- (3) 第三者への転貸は行わないこと。
- (4) 火気は使用しないこと。
- (5) 営業に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者の負担で実施すること。
- (6) 運営にあたり、必要となる資格者（調理士、栄養士など）は、すべて運営事業者の責任と負担で対応すること。
- (7) 運営事業者は、安全・衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した問題等については、すべて運営事業者の負担と責任において対処するものとする。
- (8) 業務委託は原則禁止とするが、下記の掲げる条件を満たし、静岡市との協議の上、書面による承諾を受けた場合に限り、これを認める。
 - ア 委託の業務及び業務内容が主たる業務ではないこと
 - イ 委託の理由が社会通念上妥当であること
 - ウ 委託の相手方の履行能力に疑義が無いこと
 - エ 委託の相手方が当該業務の企画提案書提出者ではないこと
 - オ 委託契約金額が妥当であること
 - カ その他委託契約の適正な執行に支障が生じる恐れが無いこと
- (9) 備品は下記のとおり取り扱うこと。
 - ア 市が準備する備品以外で、運営業務の遂行にあたり必要となる備品については運営事業者が負担すること
 - イ 市は、3(5)①に記載のものを無償にて貸与する。ただし、備品の所有権は市に帰属するため、備品台帳等による管理を徹底するなど適正な管理に努めるとともに、使用期間が終了したときは、現状回復し、市に返却すること。
 - ウ 備品に破損、不具合等が生じた場合は、速やかに市に報告を行うこと。修繕については、運営事業者の責任で実施すること。
- (10) 売上金及び商品は、運営事業者が責任を持って管理すること。
- (11) 本業務に伴うゴミ等廃棄物については、静岡市の指導に基づき、運営事業者において処理すること。
- (12) カフェ・ミュージアムショップエリア及び周辺の美化に努めること。清掃方法につ

いては、指定管理者と協議すること。

- (13) 運営事業者は、1年度ごとに収支報告書を静岡市に提出すること。
- (14) 博物館の事業及び取組並びにサービス向上に協力すること。
- (15) 公の施設内であることを理解し、博物館にふさわしい商品選定、商品陳列、ならびに従業員の接客態度および服装等に配慮すること。
- (16) 外国人来訪者が多数訪れる本施設の性質を考慮し、多言語対応、キャッシュレス決済等インバウンドに対応すること。
- (17) 運営事業者は、事業の継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合は、速やかに静岡市に報告すること。
- (18) 次に掲げる事項に該当するに至った場合は、使用許可を取り消す場合がある。
 - ア 使用許可に係る条件に違反する場合
 - イ 運営事業者が、正当な理由なく静岡市との協議に応じない場合、並びに必要な指示等に従わない場合
 - ウ その他、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある場合、又は著しく社会的信用を損なう行為があると認められるとき。
- (19) 上記により使用許可が取り消された場合、静岡市は運営事業者が生じた損害の賠償の責を負わないほか、運営事業者は静岡市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (20) 退去時には、使用場所を原状回復すること。
- (21) その他、定めのない事項並びに疑義の生じる事項については、静岡市との協議の上決定するものとする。